

議案第 6 3 号

三田市まちづくり協働センター条例の一部を改正する条例の制定について

三田市まちづくり協働センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 8 年 8 月 1 7 日 提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市まちづくり協働センター条例の一部を改正する条例

三田市まちづくり協働センター条例（平成17年三田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) いきがい応援プラザ

第3条第2項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) シニア世代の就業及び社会活動等の支援

第3条の3の表第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同表第4号とし、同表第2号を同表第3号とし、同表第1号を同表第2号とし、同表に第1号として次のように加える。

(1) いきがい応援プラザ	ア 日曜日及び土曜日 イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 ウ 12月29日から翌年1月3日まで
---------------	--

付 則

この条例は、平成28年10月27日から施行する。